

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部

を改正する法律案(閣法第二四号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対して特別給付金を平成十五年度以降も継続して支給しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による援護の拡充

1 前回支給した国債の最終償還を終えた戦没者等の妻に対し、改めて特別給付金として額面二百万円、十年償還の無利子の国債を支給する。

2 平成五年四月一日以後に死亡した者の妻として、平成十五年四月一日において、公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する戦没者等の妻に対し、特別給付金として額面二十万円、十年償還の無利子の国債を支給する。

3 平成十五年四月一日において、戦傷病者等が平成五年四月一日から平成八年九月三十日までの間に死亡したことにより、戦没者等の妻として公務扶助料、遺族年金等の受給権を有するに至った者に対し、

特別給付金として額面六十万円、百二十万円又は百八十万円、十年償還の無利子の国債を支給する。

二、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による援護の拡充

1 前回支給した国債の最終償還を終えた戦没者の父母等に対し、改めて特別給付金として額面百万円、五年償還の無利子の国債を支給する。

2 平成五年四月一日以後に死亡した者の父母等として、平成十五年四月一日において、公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する戦没者の父母等に対し、特別給付金として額面十万円、五年償還の無利子の国債を支給する。

三、施行期日

この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、一の2及び3並びに二の2については、同年十月一日から施行する。